

第9 外国人特別選抜による募集

1 外国人特別選抜による募集の実施校及び募集人員

実施校は、〔別表7〕のとおりとし、一般募集に併せて実施する。
なお、募集人員については、別に定める。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格（1ページ）を有する者で、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 保護者と共に県内に居住している、又は令和4年3月31日までに居住予定がある外国籍を有する者
- (2) 原則として、在日期間が令和4年2月1日現在で通算して3年以内の者

3 出願手続

- (1) 第3の3（2ページ）に準ずる。

本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。

また、次のことに留意する。

ア 「入学願書」（様式5）の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「外国人特別選抜による募集」に○を付す。

イ 第6の4の「自己申告書」（様式6）は、提出することができない。

ウ 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、「入学願書」（様式5）の「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科（コース等）名を記入する。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付す。

- (2) その他の出願書類

ア 外国人特別選抜適用申請書（様式15）

学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、埼玉県教育委員会が出願資格を認定した書類で代えることができる。

イ 出願時に有効な旅券

ウ 在留カード

イ及びウについて、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、イは外国籍を証明する書類等で、ウは保護者とともに県内に居住していることを証明する書類等で代えることができる。

エ その他、志願先高等学校長が必要とする書類

- (3) 出願書類の提出方法

外国人特別選抜による募集の出願には、出願時に旅券等の確認が必要であるため、次のいずれかの方法により出願する。

ア 令和4年2月10日（木）以前に志願先高等学校で、出願時に有効な旅券、在留カード及びその他志願先高等学校長が必要とする書類を事前に確認し、2月10日（木）に郵送または中学校がまとめて持参をする。（事前確認を行う場合、出身中学校長は高等学校長に連絡を入れること。）

イ 令和4年2月14日（月）、15日（火）に持参による出願をする。

4 志願先変更

第3の7（4ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7(1)については、外国人特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の外国人特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の外国人特別選抜を行う高等学校の「外国人特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から「外国人特別選抜適用申請書」等の返却を受け、新たな志願先高等学校へ提出し、出願の手続を行う。

5 学力検査

第3の9（5ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は国語、社会及び理科の3教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～10:15	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～14:20	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	志願先高等学校長の指示に従う。		数 学				志願先高等学校長の指示に従う。

6 面接

第5の2～5（13ページ）による。

7 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。

なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

8 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む。）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第7（15ページ）の定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、第3（2ページ）に準ずる。